

# 島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業補助金

## Q & A

### (補助事業の申請者)

**Q 1** 補助事業の申請者は、大学等の学生でも良いのか？

**A 1** 学生が申請者となることも可能ですが、連名で指導教員名も記載ください。

### (補助事業の対象経費)

**Q 2** 飲食費は対象外となっているが、会議用のペットボトルのお茶も対象外になるのか？

**A 2** 対象外です。少額のものでも飲食に関わる費用は対象外となりますので、ご注意ください。

### (補助事業の対象経費)

**Q 3** 補助事業の対象経費が当初見込みより少なくなったため、補助金の交付金額が減額になりそうである。事務所で使用する事務用品等の消耗品を購入して良いか？

**A 3** 補助金の対象経費は、補助金を活用して行う研究にかかる費用のみが対象ですので、事務所で使用する事務用品の購入等はお控えください。

### (補助金の支払い)

**Q 4** 補助金は、実績報告書を提出してから(研究が終了してから)でないと支払ってもらえないのか？

**A 4** 当方(ジオパーク推進協議会)が、補助金交付決定通知書を送付した後であれば、いつでもお支払いが可能です。

### (補助金の管理)

**Q 5** 大学の学生や教員が申請した補助金は、申請者個人ではなく、大学の口座に入金するなどして大学が管理しないといけないのか。

**A 5** 補助金の管理方法については、特に指定はありません。補助対象経費の領収書を確実に保管いただくなど適正に対応いただければ、個人による管理でも結構です。ただし、学生が管理される場合は、指導教員から適宜監督をいただきますようお願いいたします。